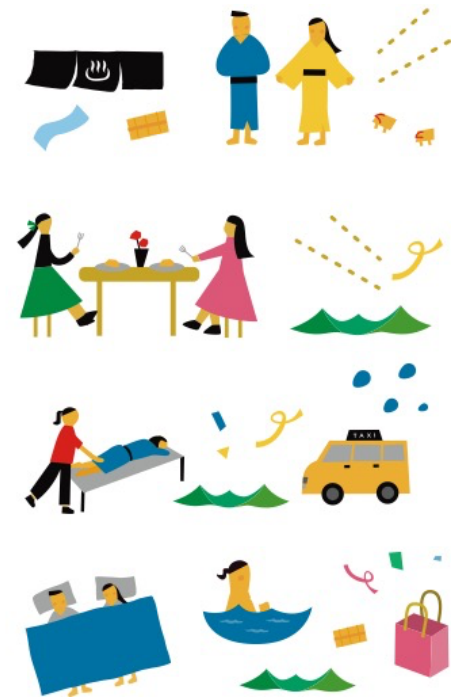


さあ!

SAPPORO

夏割 & 泊まってスマイルクーポン



Ver.1.2

札幌市では、以下の2つの事業を実施いたします。

	さあ！サッポロ夏割 (サッポロ夏割)	さあ！サッポロ泊まってスマイルクーポン (サッポロスマイルクーポン)
事業概要	期間：2020年7月23日から8月31日まで 内容：市内宿泊が5,000円割引 (税込6,000円以上の宿泊商品) 対象：20万人泊	期間：2020年7月23日から9月30日まで 内容：3,000円分のクーポンを配付 (施設内の飲食等で使用) 対象：40万人泊

1 さあ！サッポロ夏割

市内における宿泊を伴う商品等を造成・販売する旅行会社や宿泊施設等（登録申請が必要）に対し、宿泊代金等からの割引額を支援金として交付する。

(1) 支援金の対象となる期間

令和2年7月23日から8月31日までの利用分（9月1日チェックアウト分まで）

(2) 支援金の交付対象業者

- ① 市内宿泊事業者（下宿を除く。）
- ② 市内住宅宿泊事業者
- ③ 旅行業者
- ④ O T A

(3) 支援金の対象となる商品

- | | |
|---|--------------------------|
| { | 例1 宿泊（食事付き、素泊まり） |
| | 例2 宿泊+施設に併設されるレストラン等の食事付 |
| | 例3 宿泊+オプション（マッサージ、エステ等） |
| | ※クオカードや商品券等、換金性のあるものは不可 |

※宿泊代金を明示できない募集型企画旅行及び、受注型企画旅行には対象となりません。

(4) 支援金の額（割引額）

- ① 1人1泊当たりの販売価格が税込6,000円以上の宿泊商品に対して5,000円を割引く。
- ② 部屋貸し料金や住宅宿泊（民泊）については、1室当たり販売価格が税込6,000円以上の宿泊商品に対して5,000円を割引く。

(5) その他注意事項

本事業における割引制度は、同一予約での「観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）」
「GoToトラベル事業」との併用はできません。

2 さぁ！サッポロ泊まってスマイルクーポン

市内宿泊者に施設内の飲食や施設連携先店舗、タクシーで利用できるクーポン券を配付する。

(1) クーポン券の配付・利用期間

令和2年7月23日から令和2年9月30日まで（予定枚数に達し次第配布は終了）

(2) クーポン券の利用店舗等の登録

① 市内宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル」及び「簡易宿所」を営む者）

〔 例 施設内の直営飲食店等 〕

② ①の事業者において申請登録をする施設内の店舗や連携先飲食店等

〔 例 施設内のテナント店、施設外の連携先飲食店等 〕

(3) 宿泊者への配付方法

「サッポロスマイルクーポン」に参加登録した宿泊施設において、宿泊者を対象に対面方法等で1人1泊につきクーポン券1,000円×3枚の3,000円分を配付する。

(4) クーポン券の利用可能店舗

クーポン券発行箇所に関わらず、各事業者より申請登録されたすべての施設と札幌市内で乗降するタクシーにて利用可能。尚、利用施設はクーポン券に記載のQRコードから確認することができます。

(5) 使用にあたっての注意事項

- ・宿泊料金の支払には使用できない。
- ・支払い1回あたりの使用枚数の制限を設けない。
- ・釣り銭は出さない。
- ・転売（現金との交換）はできない。

(5) クーポン券の換金

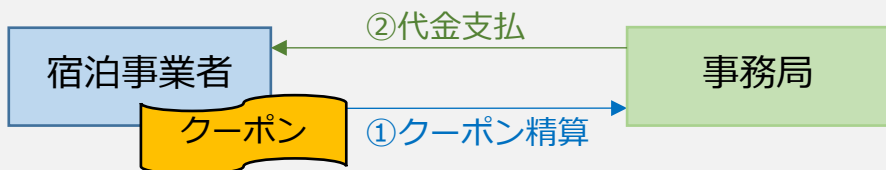
前述2(2)①、②のケースとも、発行施設に関わらず、利用可能店舗の登録申請を行った宿泊施設がクーポン券を取りまとめ、事務局へ換金依頼をする。

<換金のイメージ>

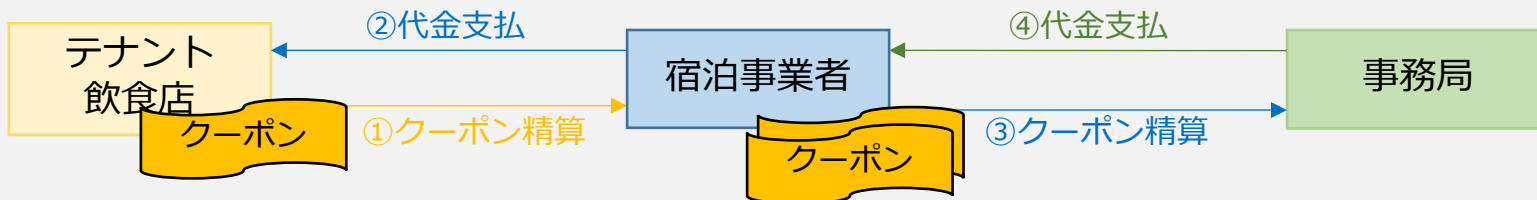
例1 施設内の直営店飲食等で使用

- ・夕食の追加ドリンク
- ・ジム、スパ、エステ等
- ・売店

※他の宿泊施設で発行のクーポン券も直営店・提携先飲食店等で利用される場合がございます。その場合も同様に、クーポン券の精算は利用可能店舗の登録申請を行った宿泊施設様で一元化して行っていただきます。



例2 施設内のテナントや施設外の提携先飲食店で使用



3 登録申請について

「サッポロ夏割」及び「サッポロスマイルクーポン」に参加する宿泊施設は、事前に事務局に対して登録申請の手続きを行う必要があります。

(1) 申請期間

令和2年7月8日（正午頃）から令和2年7月13日まで

(2) 申請方法

インターネットによる申請となります。

参画申請受付サイト

URL

<https://sapporo-summer2020.jp/>

※開設期間：令和2年7月8日～令和2年7月13日まで

- ・届出の客室数
- ・昨年（7月、8月）の邦人宿泊人数
- ・誓約書（押印版の誓約書のスキャンまたは写真画像をアップロード）
- ・口座情報（通帳の記載面のスキャンまたは写真画像をアップロード）

※インターネットによる申請ができない事業者については、郵送による申請を受付ます。

コールセンターまでお問合せください

（コールセンター 0570-666-556 受付時間：10:00～17:00（土・日・祝休業）

(3) 登録決定通知

7月14日以降に事務局から登録及び支援金の交付決定を登録申請時のE-mailアドレスへ通知します。

4 事務の流れについて

(1) サッポロ夏割

- ① 宿泊事業者等に事業への登録申請を行っていただきます。
- ② 事務局から支援金の交付決定を通知します。
 - ・支援金の額は、札幌市と事務局が協議の上、決定します。
 - ・支援金の執行状況を確認しながら、期間内で支援金の執行が見込めない事業者については、変更交付通知（交付数の減）をさせていただく予定です。
 - ・早期に配分された支援金の全額を執行した事業者については、再配分をさせていただく場合があります。
- ③ 宿泊事業者等には、当該事業に沿った商品造成を行い、販売していただきます。
- ④ 支援金の請求は、7月末及び8月末の2回となります。ただし、月末請求以外で最大それ以外に3回、合計5回まで請求に対応する予定です。請求に関する詳しいフローにつきましては、参画申請後に送付される書面にて詳しくご案内させていただきます。
- ⑤ 事務局は、請求書を受理した日から30日以内に申請時にご指定の口座に支払います。
- ⑥ その他注意事項
 - ・1回の利用での連泊制限は5連泊までとします。
 - ・連泊の場合、平均宿泊単価が税込6,000円以上であれば、1泊5,000円の割引を適用できます。
 - ・宿泊者都合によるキャンセル料は、支援金の対象外となります。その場合のキャンセル料の取り扱いは、各施設の旅行約款により取り扱ってください。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止により、自治体からアラートが発令された期間の宿泊は支援対象外となります。

4 事務の流れについて

(2) サッポロスマイルクーポン

- ① 「サッポロ夏割」に登録申請した宿泊事業者が対象になります。
- ② クーポン券の利用できる施設や店舗等を登録します。利用可能店舗は公式サイトに掲載されます。
- ③ 7月22日まで（予定）にクーポン券が宿泊施設に納品されます。

宿泊施設へのクーポン券の配付枚数は、客室数や昨年同月の邦人宿泊人数に応じて事務局で決定いたします。

- ④ 7月23日以降の宿泊者に対して、施設印を押印したクーポン券を配付してください。

・すべての宿泊者に配付してください。（他キャンペーンの宿泊者への配布も可。

「サッポロ夏割」を利用した宿泊者限定ではありません。）

・クーポン券は、それぞれの宿泊施設が登録したすべての施設や店舗等で利用できます。

・クーポン券は、市内で乗降車するタクシー運賃の支払いでも利用できます。

（札幌ハイヤー協会加盟事業者に限る。（予定））

- ⑤ クーポン券は、登録申請を行った宿泊施設が取りまとめ、事務局に対して換金手続きを行っていただきます。

- ⑥ クーポン券の換金は、期間内で5回（2週間に1回程度）となります。ただし、必要に応じて最大10回まで換金に対応する予定です。

- ⑦ 事務局は、クーポン券の換金依頼書を受理した日から30日以内に指定口座に支払います。

- ⑧ クーポン券の回収・換金方法につきましては改めて事務局から書面にてお知らせいたします。

4 事務の流れについて

(3)実績数値報告について

宿泊事業者の方には、下記の3点を報告いただくことを参画の条件とします。

- ① 「サッポロ夏割」対象の宿泊済人数（日報）
- ② 「サッポロ夏割」対象宿泊の予約人数
- ③ 総宿泊人数（日報）・・・「サッポロスマイルクーポン」の配布枚数

事務局・札幌市は上記の報告数字を参考に、追加交付金額決定・交付金額の調整・クーポン券の追加配布を実施します。

また、精算時の添付書類にも使用しますので実績報告は参画の条件とさせていただきます。

※報告方法は、オンラインフォームでの送信を予定しています。

使用方法は改めて事務局よりご連絡します。

5 感染症によるアラート等の対応について

感染拡大により地域の往来の抑制や外出の自粛等の行動制限等の発令がされた場合は、事務局と連携を密にとりながら、以下の対応をお願いいたします。

(1) 札幌市内に行動制限等が発令

- ① 「サッポロ夏割」「サッポロスマイルクーポン」どちらの事業も原則休止いたします。
- ② すでに予約をされている宿泊者への連絡や「サッポロ夏割」の販売を中止してください。
(発令期間中は支援金の請求対象外となります。)
- ③ 本件に該当する場合のキャンセル料は対象除外としてください。

(2) 札幌市外で行動制限等が発令

- ① 対象地域からの宿泊者に対する「サッポロ夏割」「サッポロスマイルクーポン」どちらの事業も適用外となります。
- ② すでに予約をされている宿泊者への連絡や対象地域からの「サッポロ夏割」の販売を中止してください。(発令期間中は支援金の請求対象外となります。)
- ③ 本件に該当する場合のキャンセル料は対象除外としてください。